

**鎌倉市交通需要管理検討業務委託業者審査会 審査基準**

項番	評価項目	評価基準	配点
1	業務の実績について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度から平成29年度の10年間に受注し既に完了した、国又は地方公共団体における、道路交通に係る計画等の策定又は研究に関する業務について、十分な実績数(契約書の写し等の書類により証明できるもののみ)を有しているか(JV等については代表者に限る)</li> <li>・平成20年度から平成29年度の10年間に受注し既に完了した、学識経験者、国又は地方公共団体等の職員を構成員に含む委員会(審議会・協議会)の運営支援に関する業務について、十分な実績数(契約書の写し等の書類により証明できるもののみ)を有しているか(JV等については代表者に限る)</li> <li>・平成20年度から平成29年度の10年間に受注し既に完了した、ITSに関する業務について、十分な実績数(契約書の写し等の書類により証明できるもののみ)を有しているか</li> <li>・平成20年度から平成29年度の10年間に受注し既に完了した、交通の社会実験に関する業務について、十分な実績数(契約書の写し等の書類により証明できるもののみ)を有しているか</li> </ul>	20
2	本委託業務を履行する際の体制等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の所属部署(事業所)の位置</li> <li>・業務履行に向けた配置人員数</li> <li>・国又は地方公共団体における、道路交通に係る計画等の策定又は研究に関する業務に携わった実績(テクリスの写し等の書類により証明できるもののみ)のある担当者が配置されているか</li> <li>・学識経験者、国又は地方公共団体等の職員を構成員に含む委員会(審議会・協議会)の運営支援に関する業務に携わった実績(テクリスの写し等の書類により証明できるもののみ)のある担当者が配置されているか</li> <li>・ITSに関する業務に携わった実績(テクリスの写し等の書類により証明できるもののみ)のある担当者が配置されているか</li> <li>・交通の社会実験に関する業務に携わった実績(テクリスの写し等の書類により証明できるもののみ)のある担当者が配置されているか</li> </ul>	30
3	鎌倉市の交通実態及び20の施策等の熟知について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでにおける鎌倉市の交通実態及び自動車利用の抑制策を含む20の施策等の検討内容や課題について理解しているか</li> </ul>	30
4	業務スケジュールについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市の定例行事等(市議会など)や次年度予算要求スケジュール(平成30年11月末まで)についても考慮された実行性の高い業務履行スケジュールとなっているか</li> <li>・作業工程の妥当性を含め無理のない計画が立てられ、事業の進捗が滞った際の対応についても検討されているか</li> </ul>	20
5	提案全般について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本委託業務の趣旨を理解し、適切な提案が示されているか</li> <li>・仕様書記載の業務内容及び業務方法について、独自の提案や追加の提案がされているか</li> <li>・提案書がわかりやすく、説得力があるか</li> </ul>	50
6	プレゼンテーション(質疑応答含む)について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションがわかりやすく、説得力があるか。また質疑への応答は適切であるか</li> <li>・本業務委託に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか</li> </ul>	20
合計			170